

## 令和元年度 社会福祉法人指導監査結果

加古川市は、令和元年度に所轄の社会福祉法人35法人（平成31年4月1日現在）のうち14法人の指導監査を行いました。その結果、是正又は改善を要する事項（指摘事項）として、下記の点が見受けられました。講評も併せて記載していますので、今後の法人運営の参考としてください。

### 監査実施状況一覧

監査対象法人数	監査実施法人数	文書指摘法人数	文書指摘件数	(文書指摘内訳)
35 法人	14 法人	9 法人	20 件	法人運営 10 件 事業 0 件 管理 10 件

### 主な指摘事項及び講評

#### ■法人運営

##### ①【指摘事項】

- 理事会、評議員会の決議を省略した場合の議事録に必要事項が記載されていなかった。

##### 【講評】

⇒理事会、評議員会の決議を省略した場合も法令等で定められた記載事項を記載してください。

##### ②【指摘事項】

- 役員の選任手続きにおいて、履歴書を徴していなかった。

##### 【講評】

⇒役員の選任にあたっては、暴力団等の反社会的勢力に属する者ではないこと等について確認する書類を徴してください。

##### ③【指摘事項】

- 理事会の決議を省略した場合について、意思表示の書面を徴していない者が見受けられた。

##### 【講評】

⇒理事会の決議の省略にあたっては、理事全員の意思表示の書面を徴してください。

##### ④【指摘事項】

- 定款に記載されている基本財産の平米数が、登記簿謄本の平米数と異なっていた。

##### 【講評】

⇒定款と登記簿謄本の平米数等が一致しているか確認してください。

⑤【指摘事項】

- 理事会について、欠席した理事が委任状により議決権の行使を理事長に委ねていた。

【講評】

⇒平成 29 年 4 月 1 日の改正社会福祉法施行後は書面議決の方法によることはできなくなっているので留意ください。

⑥【指摘事項】

- 理事会の議事録について、定款の定めを反し、理事長と理事 2 名が、議事録署名人として議事録に記名押印していた。

【講評】

⇒定款に定めるとおり、出席した理事長及び監事が署名又は記名押印してください。

⑦【指摘事項】

- 理事の選任について、就任承諾書を徴していない者が見受けられた。

【講評】

⇒理事の選任については、その就任の意思について、就任承諾書等の書面により確認してください。

⑧【指摘事項】

- 評議員の選任について、就任承諾書を徴していない者が見受けられた。

【講評】

⇒評議員の選任については、その就任の意思について、就任承諾書等の書面により確認してください。

⑨【指摘事項】

- 理事会について、理事会を 2 回以上続けて欠席している理事があった。

【講評】

⇒理事が出席できるよう理事会の日程調整を行う等の配慮を行ってください。

■管理

⑩【指摘事項】

- 経理規程について、計算書類及び附属明細書並びに財産目録等の承認が理事会の権限と定められている等、社会福祉法に違反する内容となっていた。

【講評】

⇒社会福祉法の改正に伴い、計算書類及び附属明細書並びに財産目録等の承認については、評議員会の決議が必要となりますので留意ください。

⑪【指摘事項】

- 経理規程について、予算の事前作成及び補正予算の項目で、予算（補正予算）の承認が理事会の権限と定められている等、租税特別措置法第 40 条の特例を受けるた

めに必要な項目を満たしていない内容及び定款に違反する内容となっていた。

**【講評】**

⇒租税特別措置法第40条の特例を受けるための要件についてご確認いただき、経理規程や定款等の見直しをお願いします。

**⑫【指摘事項】**

- 経理規程について、小口現金の限度額が定められているが、限度額以上保管されている月があった。

**【講評】**

⇒小口現金は、経理規程に規定している限度額を厳守してください。

**⑬【指摘事項】**

- 登記事項について、法人の資産の総額が会計年度終了後3か月以内に変更登記されていなかった。

**【講評】**

⇒法人の資産の総額は、会計年度終了後3か月以内に変更登記する必要がありますので留意ください。

**⑭【指摘事項】**

- 役員等報酬基準について、役員等報酬基準が法人ホームページにより公表されていなかった。

**【講評】**

⇒役員等報酬基準は、法人ホームページで公表する必要がありますので留意ください。